# 0~2歳児クラス 保育料(保護者負担額)について(月額)

保護者負担額表(2号認定・3号認定) 単位(円)					
保育所・認定こども園・地域型保育事業(小規模・事業所内等)					
階層	市民税所得割額		保育の必要量		
陷眉			標準時間	短時間	
1	生活保護		0	0	
2-1	非課税	※要保護	0	0	
2-2			0	0	
3-1	均等割のみ	※要保護	4,800	4,750	
			9,600	9,500	
3-2	1-48,599	※要保護	7,150	7,000	
			14,300	14,000	
4-1	48,600-50,899	※要保護	8,750	8,600	
			17,500	17,200	
4-2	50,900-54,699	※要保護	9,000	9,000	
			20,000	19,700	
	54,700-77,100	※要保護	9,000	9,000	
4-3	54,700 77,100		28,500	28,100	
	77,101-9	6,999	28,500	28,100	
5-1	97,000-108,399		35,400	34,900	
5-2	108,400-168,999		42,800	42,200	
6-1	169,000-190,299		51,100	50,300	
6-2	190,300-300,999		58,900	58,000	
7-1	301,000-338,999		69,700	68,600	
7-2	339,000-396,999		77,600	76,400	
8	397,000 以上		87,400	86,000	

※要保護:後記【ひとり親等の要保護世帯について】記載の必要書類を提出した方

## 【保育料の決定・注意事項について】

- 〇保育料は、父母の市民税所得割額の合算で算出します。但し、調整控除を除く、寄付金控除・住宅借入金等特除・配当 控除・外国税額控除等を適用する前の市民税所得割額により決定します。
- 〇保育料の算定対象となる課税年度は次のとおりです。

令和7年9月~令和8年8月までの保育料…令和7年度市民税所得割額

令和8年9月~令和9年8月までの保育料…令和8年度市民税所得割額

市民税所得割額を確認することができる書類(課税証明書)

- 〇祖父母・曾祖父母と同居し、父母の年収(児童手当・児童扶養手当等の収入を含む)が、100万円以下の場合は、祖 父母(いずれか一番高い方)の税額で保育料を決定します。祖父母の年収も100万円以下の場合は、曾祖父母(いず れか一番高い方)の税額で利用者負担額を決定します。世帯分離をしていても、同住所の場合は同居扱いになります。 二世帯住宅の場合、建物に共有スペースがある場合は、同居とみなします。
- ○3歳児クラス以上の児童の保育料は無償化されています。延長保育料や給食費は実費となり別途必要です。
- 〇子どもが年度途中で3歳に達しても、年度途中は O~2歳児クラスの金額が適用されます。
- ○保育の必要量によって、保育料が異なる階層があります。
- <教育保育課で手続きが必要な場合>
- ☆世帯構成等に変更があった場合は、翌月から保育料に変更が生じる場合がありますので、必ず教育保育課までお知らせください。
- ☆税の確認ができない場合は、税申告及び課税証明書の提出を依頼することがあります。また、海外での収入がある場合は、当該収入を含めて保育料を算定します。保育料算出に必要な税情報などが確認できない場合は、最高階層で仮決定し、徴収します。

☆税額の変更については、別途、課税証明書を提出してください。申出翌月から適用します。また、原則、 遡及は行いませんが、保育料の変更や遡及徴収を行うことがあります。

### 【お子様が2人以上いる場合について】

- ○同一世帯に2人以上の小学校就学前子どもが、認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業・特別支援施設・ 企業主導型保育施設に入所し又は、児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を<u>利用している場合</u>、年齢の高い方から 2番目以降の子どもの保育料(市で決定している認可保育施設の保育料)は無料となります。但し、市民税所得割額の 合計額が57,700円未満の世帯については、在宅保育や認可外も含め入所施設に関わりなく、年齢制限を撤廃します。 条件に該当すると思われるが、無料となっていない場合等は、お問合わせください。
- 〇市民税所得割額の合計額が77,101円未満かつ、ひとり親等の要保護世帯の証明を提出された場合、第1子は各階層の要保護欄に記載されている金額が適用され、第2子以降の利用者負担額は無料となります。

# 【ひとり親等の要保護世帯について】

- 〇以下の世帯状況に該当する場合は、必要書類に記載されているいずれかの書類のコピーを入所が決定した際にご提出 ください。
- ○すでに入所している場合で、新たに世帯状況に当てはまった場合は、必要書類を提出してください。なお年度を超えての遡及は行いません。
- 〇世帯状況が変わったときは、必ず申し出てください。(例:婚姻等で児童扶養手当の資格を喪失した場合、障害者手帳 所持者と同居しなくなった場合など)

世帯状況		必要書類	
1 ひとり親世帯		①児童扶養手当証書②母子家庭等医療費受給者証③遺族基礎年金の	
		受給がわかるもの④戸籍謄本+保険証又はマイナポータルの『医療保	
	ひとり親世帯	険の資格情報』画面の写し(ひとり親家庭であって、子を扶養して	
		いることがわかるもの)	
		①~④のいずれか1点	
2	同居世帯が障害者手帳の交付を受け	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳	
2 ている世紀	ている世帯		
3	特別児童扶養手当支給対象児童がい	##OIII日육++ 축工까쯔炒STOD=	
	る世帯	特別児童扶養手当受給証明書	
4	同居者が障害基礎年金を受給してい	障害基礎年金の受給がわかるもの	
	る世帯		

※保険証の写しを添付する際には、事前に被保険者記号・番号が複写されないようマスキング等を行ったうえで写しを 添付してください。

※各種証明・手帳等の写しは、有効期限を確認のうえ、最新のものを提出してください。

#### 【保育料の納付・滞納について】

〇保育料は保育にかかる費用の一部を、法に基づき保護者に負担していただくもので、保育施設の運営の原資となります。

納付しなければ、地方税の滞納処分の例により、財産の差押等の処分(給与の差押え等)を受けることがあります。(根拠法:子ども・子育て支援法附則第6条第7項及び児童福祉法第56条第7項及び第8項)納付されない場合は、退所勧告を行うことがありますので、ご注意ください。

〇納付は原則口座振替です。詳細は入所手続き時にご案内します。引き落としができない場合、督促状及び納付書(手数料80円加算)を送付します。

督促状発送後は、金額により延滞金が発生し納付まで加算されます。督促状送付後も納付がないと、法令の規定に基づき、滞納処分(給与の差押え等)を実施する場合があります。